

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年五月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

<p>路 線 名</p>	<p>県道ときがわ熊谷線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡嵐山町大字千手堂字原 一四二番一地先 から同郡同町大字千手堂字原 一四三番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年五月二十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年五月二十六日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二九・九七メートル。</p>